

すいた里親道路制度 活動の手引き

吹田市土木部道路室

目次

1. はじめに.....	1
2. すいた里親道路制度とは	1
3. 制度の仕組み.....	1
4. 団体の要件	2
5. 団体の役割	2
6. 市の役割.....	3
7. すいた里親道路 協定締結の流れ.....	4
8. 活動にあたってのマナーとルールなど	6
9. 活動の終了について.....	7



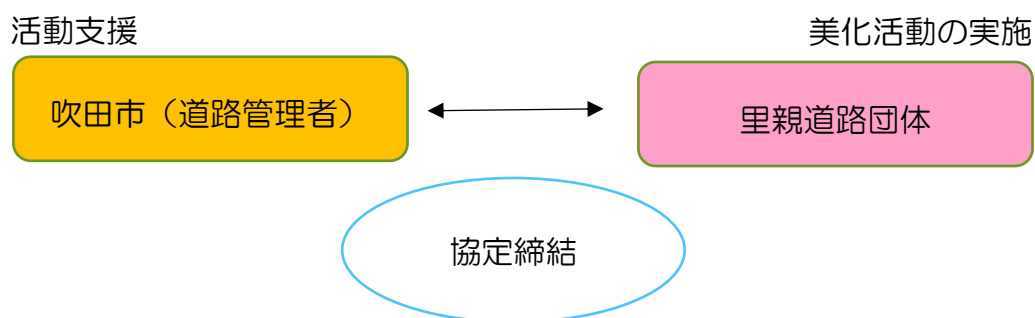
1. はじめに

「すいた里親道路制度 活動の手引き」は、すいた里親道路制度の説明や里親道路活動にあたってのマナーやルール等を取りまとめたものです。新規に協定を検討される際や里親道路団体内での共有等に、この手引きをご活用ください。

2. すいた里親道路制度とは

日々利用する道路を我が子のように育てていくというコンセプトのもと、地元自治会や企業等の団体が、市が管理する道路の一定区間を清掃や緑化等のボランティア活動を通じて美化していただくことで、道路愛護、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進する制度です。

3. 制度の仕組み



※地元自治会に協定締結の旨を情報共有させていただく場合がございます。

4. 団体の要件

市民団体の対象となる要件は、5人以上の市民で組織されている団体です。企業や学校等の場合はご相談ください。

5. 団体の役割

活動区間において、原則月1回以上の美化活動を実施します。

美化活動の内容

- 空き缶・散乱ゴミ等の収集及び清掃（清掃活動）
- 除草・植栽及び散水（花壇管理）
- 道路施設の状況等（道路陥没・不法投棄物の発見等）情報の提供
- 活動報告書の提出（FAX、郵送、メールで受付）
- その他里親団体が行う道路等の美化及び清掃活動に伴うもの

報告書の提出 ※道路に異常を発見した際の連絡は随時お願いします

- 年度末に1回（各年度の活動終了後、提出してください。）

任意：連絡表の提出

花苗配布翌月など

6. 市の役割

- ・ 清掃用具（ゴミ袋・軍手・ほうき・ちりとり等）の支給または貸し出し
- ・ 里親道路団体が活動中に収集したゴミの回収、処理
- ・ 里親道路制度の標示板（サインボード）の設置（※原則、1道路等につき1箇所以上設置しますが、活動区間によっては設置できないこともあります。）
- ・ 活動に伴う傷害保険の加入手続き（7頁「すいた里親道路活動における保険について」参照）
- ・ 管理花壇に必要な物品（花苗、土、肥料等）の配布
- ・ その他里親道路団体が行う道路等の美化及び清掃活動に必要な支援
- ・ 活動項目及び活動面積区分に応じ、物品（予算の範囲内）または助成金を支給します。毎年、物品支給か助成金支給のいずれかを選択することができます。年度途中の変更は、原則認められません。

<支給可能な物品一覧表>

品名	単位	品名	単位
有機配合肥料（粉末）10kg（油粕など）	袋	ちりとり	個
液体肥料（水で薄めて使用）450mL	本	ゴミばさみ	個
花の土 25L	袋	ゴミ袋 45L 10枚入り	セット
腐葉土 20L	袋	ゴミ袋 70L 10枚入り	セット
竹ほうき	本	軍手	双
熊手	本	腕章	個
移植ゴテ	個	その他希望品（ ）	

<助成金交付の詳細>

活動項目	活動面積区分 (㎡)					
	2,000未満	2,000以上 4,000未満	4,000以上 6,000未満	6,000以上 8,000未満	8,000以上 10,000未満	10,000以上
清掃 (月1回以上)	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円
花壇管理	花壇面積区分 (㎡)					
	20未満	20以上40未満	40以上60未満	60以上80未満	80以上100未満	100以上
	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円	8,000円	8,500円

～助成金の使途として認められるもの～

- 支給物品一覧表のものを含む、活動に必要な物品
- 活動時の飲食物（お茶、コーヒー、茶菓子等）
- 活動に必要な研修や勉強会などにかかる費用
- 活動に参加する為に必要な交通費等

7. すいた里親道路 協定締結の流れ

①事前協議

すいた里親道路として活動できる場所かどうか、土木部道路室管理グループ（06-6872-6114）に問い合わせてください。事前協議後、市担当者が調査をします。

②書類提出

事前協議により活動できる場所と確認ができましたら、次の書類を提出し、申し込みを行ってください。

(1) すいた里親道路制度申込書

※里親道路の道路名称は原則、活動箇所の地名又は道路名称等

(2) すいた里親道路制度団体構成員名簿

③協定の締結

市は、申し込み内容を精査、確認のうえ、「すいた里親道路協定書」を作成し、里親団体・市の協定を締結します。

④サインボードの設置

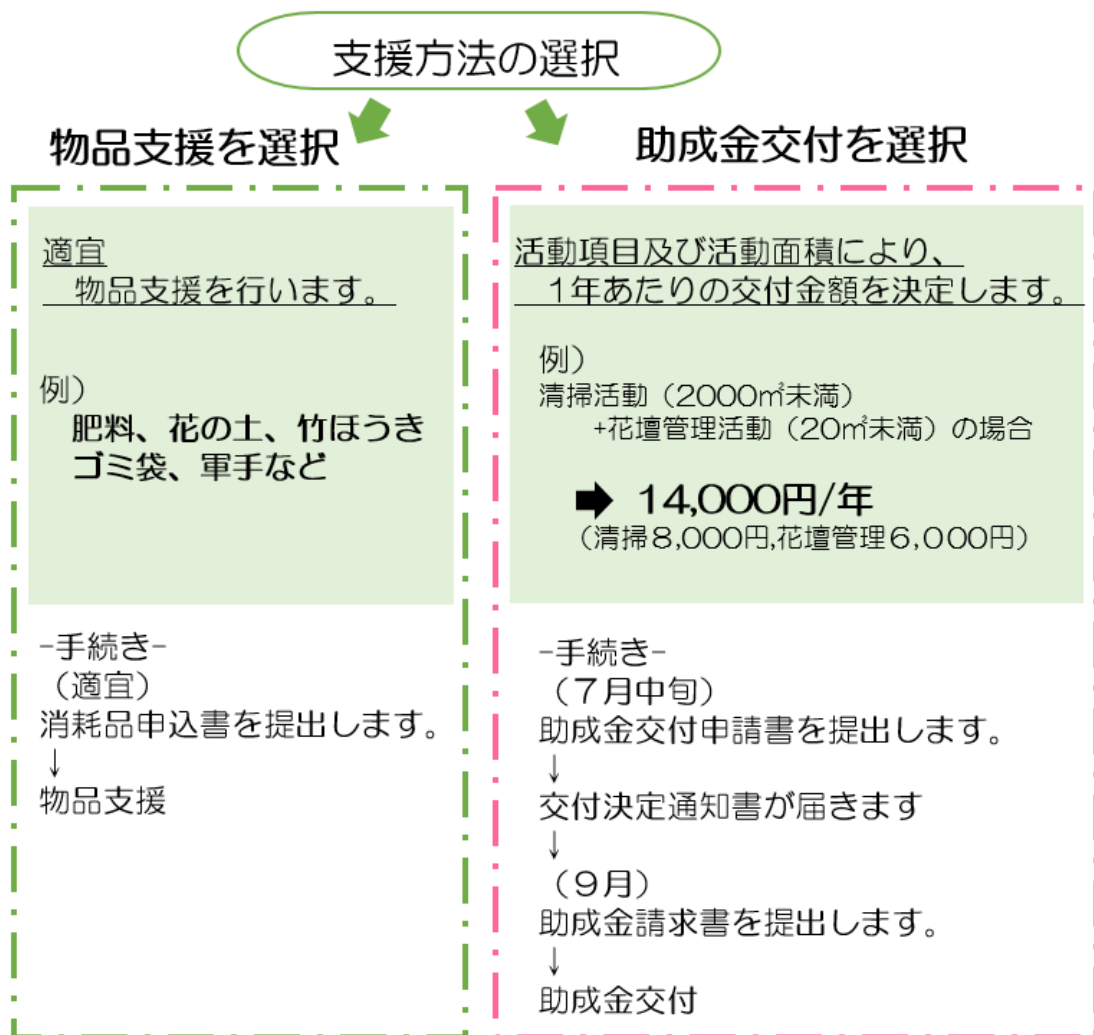
サインボードに記載する名称は、「すいた里親道路・〇〇〇」とし、里親団体と市が協議して決定します。なお、〇〇〇の欄は原則、活動区間の道路愛称や地名等とします。

⑤ 支援方法の選択

里親道路団体は、活動項目及び活動面積区分に応じた助成金、又は物品支給のいずれかを選択し、予算の範囲内において支援を受けることができます。

【物品支援】 (適宜) 消耗品申込書を提出

【助成金支援】 (7月中旬) 助成金交付申請書 (9月頃) 助成金請求書



※どちらの支援を選択しても、花苗の支給はこれまで通りです。

※助成金支援を希望される場合は銀行振込により交付するものとし、現金による交付は行いません。振込先口座は、次のいずれかに限ります。

1. 団体名義の銀行口座

2. 当該団体に所属する会計担当者名義の銀行口座

なお、団体代表者名義の銀行口座 (代表者が会計担当を兼ねる場合も含む) への振込はできませんので、あらかじめご了承ください。

⑥活動報告書・継続申込書の提出

里親道路団体は、各年度の活動終了後、速やかに活動報告書を提出してください。また、活動を継続する場合は、継続申込書を提出してください。

※協定内容に変更があった場合や協定解除したい場合は適宜届け出を行ってください。

8. 活動にあたってのマナーとルールなど

道路は、多くのひとが利用する公共スペースです。植栽帯や花壇は道路の一部です。活動する際は、関係法令を遵守するとともに、通行者や住民と活動団体の皆さんが安全で気持ちよく活動を継続できるよう、次のマナーとルールを守ってください。

安全に活動するためのマナー

- * 道路の通行や利用の妨げにならないよう配慮しましょう。
- * 活動で使用する用具は、取り扱いに注意しましょう。また、活動後、用具は持ち帰りましょう。
- * 事故やトラブル等が発生した場合は、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡し、必要があれば、すみやかに警察や消防へ連絡してください。

守るべきルール ※活動にあたり、してはいけないこと※

- × 活動場所や貸与物品を私物化すること
- × 個人や活動団体のものを道路上に放置すること
- × 市の承諾なく、道路上に倉庫等を設置すること
- × 市の承諾なく、土地や管理施設の形状を変更すること
- × 市の承諾なく、配布以外の草花を植えること（添え木・柵の設置等を含む）
- × 市の許可なく、プランターを設置すること

- ×刈払機等を使用すること
- ×企業等の宣伝看板や広告を設置すること
- ×樹木を植えたり、野菜、果物、果実を栽培すること

すいた里親道路活動における保険について

すいた里親道路活動中に怪我等をした場合は「市民活動災害補償制度」により保証できる場合があります。補償内容等は市民活動災害補償制度要領に基づきます。活動中の怪我により補償を請求される場合は、速やかに市担当者までご連絡ください。

自治会及び自治会下部組織の団体

…代表者（自治会長等）から市民自治推進室（06-6384-1326）へ連絡

自治会等以外の市民団体

…道路室（06-6384-6114）へ連絡

9. 活動の終了について

活動の継続が困難になったときは、土木部道路室（06-6872-6114）へ連絡してください。協定解除の手続きをおこないます。

なお、下記（1）～（4）に該当する場合は協定を解除することがあります。

- （1）ルール違反があり、改善・是正が見込めない場合
- （2）概ね1年間活動実態が確認できない場合
- （3）団体代表者と長期間連絡がとれなくなった場合
- （4）その他、団体の美化活動が適当でないと吹田市が判断した場合

この活動の手引きは、必要に応じて見直します。

担当室 吹田市 土木部道路室（管理グループ）

TEL: (06) 6872-6114

FAX: (06) 6831-9674

活動の手引き作成日：令和2年3月31日

改正日：令和8年4月 1日